

VI 計画の実現に向けて

1. 基本的な考え方

■本計画に沿った具体的なまちづくりの推進

本計画は、本市のまちづくりに関する基本的な方針を定めたものです。今後は、上位計画である第六次多賀城市総合計画、宮城県が定めた仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、関連計画との連携、調整を図りつつ、具体的なまちづくりを進めていくことが重要です。

また、本市では、歴史・文化等の資源や公共空間といったこれまで培ってきた資源を最大限に活用したまちづくりが重要です。これら資源の適切な維持・保全・更新を具体的に実施しながら、市民満足度を高めるまちづくりを推進していきます。

■市民協働による都市づくりの推進

今後の都市づくりにおいては、事業者、NPO等の各種団体を含めた市民と行政が、互いに力を合わせ、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していくことが求められます。そのためには、市民をはじめ多様な主体との協力、連携を深めていくとともに、市民等の自発的な活動を促進していく必要があります。

このため、本計画に沿った具体的な都市づくりにあたっては、市民と行政がそれぞれの役割をしっかりと認識した上で、協働して都市づくりを推進していく体制の充実を図ります。

■計画の管理と見直し

本計画は、長期的な視点から将来の本市の姿を展望しつつ、都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、分野別方針では、おおむね10年以内に優先的に取り組むべき施策の方針を定めています。ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、本市を取り巻く情勢の変化等に応じ、適切に見直されるべきものです。

本計画に基づく施策、事業の進捗状況を管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえながら、施策の方針を見直していく等、柔軟で機動的な対応を図ります。

また、本計画の策定段階では想定していなかったような大きな社会経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を適切に見直していくものとします。

2. まちづくりの取組方針

(1) 土地利用に関する制度の適正な運用

本計画における土地利用の方針を実現するため、用途地域をはじめとした適切な土地利用規制により、秩序ある土地利用の誘導を図りつつ、土地利用に大きな変化が見込まれる地区については、土地利用の方向性を明らかにした上で、用途地域の見直しや地区計画の指定を検討します。

なお、用途地域の見直しや地区計画の指定にあたっては、市民や事業者等のまちづくりに対する地域の取組を反映させる都市計画提案制度の活用・普及を図ります。

市街化調整区域においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、土地利用関係法や開発許可制度の適正な運用による優良な農地等の保全を基本としながら、必要に応じて土地利用の転換に向けた調整を図ります。

(2) 公共空間の活用の促進

本市では、長きにわたり都市施設の整備に取り組んできた結果、道路、公園等が比較的充実した状況です。道路、公園、広場等の公共空間は、市民の賑わいの場として重要であり、かつ、より活用されるべき資源です。本市では、充実した公共空間の市民利用を積極的に促進し、賑わいの創出に努めます。

(3) 脱炭素社会の実現に資する施策の一体的、総合的推進

多様な都市機能の集積を高め、都市生活や産業、交流活動の中心となる拠点等の形成を目指す本市の将来都市構造を実現するためには、都市機能の維持・誘導と公共交通の利用促進のための施策等を一体的に推進していくことが必要です。これにより、コンパクトなまちづくりが進み、都市の脱炭素化が促進されるといった効果も期待されます。

今後は、多賀城市ゼロカーボンシティ宣言に基づき市民や民間事業者と一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

(4) 地域の特性を活かしたまちづくりの推進

本市には、特別史跡多賀城跡をはじめ文化財や歴史的な建造物が多数分布しており、良好な都市環境や景観を形成する上で重要な自然資源も豊富にみられます。一方、公共交通の空白地、災害対策、交通安全対策等、地域ごとで抱える問題や課題も様々です。

良好な資源を保全、活用しながら都市の魅力を高めるとともに、地域の有する問題や課題を解消し、暮らしやすさを向上させるため、地域別構想で定めたまちづくりの方向性を踏まえながら、個別の方針に沿ったきめ細やかな単位でのまちづくりを市民とともに進めていきます。

3. まちづくりの推進体制の充実

(1) 国、県、周辺自治体との連携、協力の強化

国、県等が進める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力しあいながら、まちづくりを進めていきます。

特に、県道整備や国有地の土地利用の検討にあたっては、市民満足度を高める整備となるよう、国、県との協議・連携を進めていきます。また、地域公共交通の相互乗り入れ等の拡大を見据え、周辺自治体との連携・協力も強化していきます。

(2) 市民協働による都市づくりの推進

市民と行政が連携、協力しながら、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していく都市づくりを実践するため、広報誌、ホームページ等を活用し、都市づくりに関する情報を広く、分かりやすく市民に提供し、各種計画づくりや都市づくりの実践の場への参加機会の拡充を図ります。

また、本市では、既に市民や各種活動団体が身近なまちづくりに自発的に取り組んでいるものの、継続的な活動に向け、多様な世代の参加を促進することが課題となっています。市民が、まちづくりの必要性や都市計画の仕組み、制度について知識、理解を深めることができる機会やきっかけを提供することで、土地利用や景観のルールづくり、生活道路や公園等の維持管理、緑化や美化活動等、身近なまちづくりに対する参加意識の啓発を図り、自発的な取組を促進します。

4. 本計画の管理と見直し方針

(1) 施策、事業の見直し、改善策の検討

本計画に掲げた目標や方針に基づく施策、事業の進捗状況や取組実績を全庁的に確認することにより、各部署が計画の達成状況について情報共有できるように努めるとともに、施策、事業の見直しや改善策を検討します。

(2) 本計画の見直し

第六次多賀城市総合計画をはじめ上位計画に大きな変更が生じた場合、また、今後の社会経済情勢の変化等に伴い新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。また、施策、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行うものとします。